

令和 7 年 8 月 22 日

令和 7 年度第 6 回茨城地方最低賃金審議会の開催について

標記会議を、下記のとおり開催します。

なお、同審議会は、茨城県最低賃金の改正に係る茨城地方最低賃金審議会答申に対し、最低賃金法第 11 条第 3 項による異議申出があった場合に公開で開催される予定で、異議申出がない場合は開催されません。

傍聴を希望される方は、下記によりお申し込みください。異議申出がなく、開催されない場合はその旨を当日ご連絡いたします。

記

1 日 時

第 6 回審議会 令和 7 年 9 月 3 日（水）午前 9 時 30 分から

2 場 所 茨城労働局 2 階会議室（水戸市宮町 1－8－31）

3 議 題

- ・異議申出審議
- ・その他

4 傍聴可能人数 若干名（5 名程度）

5 申込要領

- （1）傍聴を希望する方は、往復はがき又はメールにより、審議会傍聴希望と明記し、審議会の開催日、住所、氏名、電話番号及び所属組合又は会社名をご記入の上お申し込みください。（傍聴希望は個人毎にお申し込みください。）

申込みの締切りは令和 7 年 8 月 29 日（金）午後 5 時とします。

- （2）会場の収容人数を超える場合には、申込期限前でも傍聴をお断りすることがあります。その場合はその旨ご連絡いたします。

- （3）傍聴希望者は、審議会開催時刻の 10 分前までに会場にお越しください。会場入口で本人確認をさせていただきますので、当日は運転免許証等本人

確認ができるものをお持ちください。

- (4) 車椅子の方は、申込書にその旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合はその方のお名前も併せてお書き添えください。
- (5) 傍聴にあたっては、審議の妨げとならないように別添「傍聴にあたっての留意事項」に従ってください。

【申込先】

茨城労働局 労働基準部 賃金室

〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31

M a i l : chinginshitsu-ibarakikyoku@mhlw.go.jp

(問合せ先) TEL : 029-224-6216

以上

傍聴にあたっての留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話の電源は、必ず切って傍聴してください。
- 3 会長の許可がなく写真撮影やビデオカメラの使用はできません。
- 4 審議会の内容の録音はできません。
- 5 審議会委員等の言論に対して、発言し又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、飲食等は慎んでください。
- 7 審議会開会中の入退室は、やむを得ない場合を除きお止めください。
- 8 はちまき、ゼッケン、腕章等意思決定の中立性を妨げるものの着用はお止めください。
- 9 銃刀類その他危険なもの若しくはプラカードその他審議の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方又はその他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 10 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為等はお止めください。
- 11 会長及び茨城地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、これらの事項をお守りいただけないときは、会長が退場を命ずる場合があります。

茨城地方最低賃金審議会